

《文書番号種別》第《文書番号》号
《VC 管理番号》

ベンチャーキャピタル認定契約書

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「甲」という。）と《契約先》（以下「乙」といい、文脈に応じて乙が運営する組合その他のファンドを含む。）は、甲の創薬ベンチャーエコシステム強化事業（以下「本事業」という。）において、乙が甲より認定ベンチャーキャピタル（以下「認定 VC」という。）の認定を受けるに際し、認定 VC としての役割と責務等を定めるため、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「関係府省」とは、甲に事業資金を交付している府省庁、会計検査院その他甲の事業に関係を有する府省庁をいう。
- (2) 「交付決定」とは、支援事業者による補助事業についての、①採択後最初の補助金の交付決定、並びに②以後の開発プロセスにおいて開発の進捗状況及び資金需要等を確認するために甲及び支援事業者が合意の上設定したステージゲートを通過した場合に甲が行う当該支援事業者に対する補助金の交付決定を総称していう。
- (3) 「最終事業年度」とは、本事業が終了する日の属する事業年度をいう。
- (4) 「採択」とは、創薬ベンチャー公募において、これに応募した事業者とその補助事業課題が甲により補助金の交付先として選定されることをいう。
- (5) 「支援計画書」とは、創薬ベンチャー企業を支援する認定 VC が当該創薬ベンチャー企業に対して実施する支援の内容を記載した認定 VC が作成した計画書をいう。
- (6) 「支援事業者」とは、甲から採択された創薬ベンチャー企業であって、乙がそのリード認定 VC 又はフォロワー認定 VC となっているものをいう。
- (7) 「事業年度」とは、甲の事業年度である毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。
- (8) 「主要役職員」とは、乙の役員又は従業員（以下「役職員」という。）のうち、乙が認定 VC 公募に応募する際に、本事業に関与する乙の主要な役職員であり創薬ベンチャー企業に対するハンズオン支援の経験・実績を有する者として届け出た者をいう。
- (9) 「剰余金の配当等」とは、剰余金の配当及び自己株式の取得をいう。
- (10) 「創薬ベンチャー企業」とは、創薬ベンチャー公募における応募要件を満たす事業者をいう。
- (11) 「創薬ベンチャー公募」とは、本事業において、甲が補助金を交付する事業者とその補助事業課題を選定するために実施する公募をいう。
- (12) 「認定 VC 公募」とは、本事業において、甲が認定 VC として認定をするベンチャーキャピタルを選定するために実施する公募をいう。
- (13) 「認定 VC 公募要領」とは、甲が作成し、乙が認定を受けた際の公募要領（創薬ベンチャーエコシステム強化事業／ベンチャーキャピタルの認定）をいう。

- (14) 「ハンズオン支援」とは、支援事業者に対する役職員の派遣や支援事業者との面談等による助言・提言・指導、支援事業者に対する経営幹部・取引先・協業先・投資家その他の第三者の紹介等を通じた、支援事業者の経営戦略の策定、営業活動、社内体制の構築、資金調達、株式公開等に関する支援その他の支援事業者に対して行う人的な支援をいう。
- (15) 「ハンズオンメンバー」とは、認定 VC の主要役職員のうち、創薬ベンチャー企業が創薬ベンチャー公募に応募する際に、当該創薬ベンチャー企業に対しハンズオン支援を行う主要なメンバーとして届け出た者をいう。
- (16) 「フォロワー認定 VC」とは、ある支援事業者との関係で、当該支援事業者が提出した創薬ベンチャー公募への提案書（支援計画書を含む。）又は補助金交付申請書（補助事業計画変更申請書を含む。）においてフォロワー認定 VC として記載された認定 VC をいう。
- (17) 「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称している。
- (18) 「補助金」とは、革新的研究開発推進基金補助金をいう。
- (19) 「補助金取扱要領」とは、甲が補助金によって行う助成事業の補助金の交付について定める革新的研究開発推進基金補助金取扱要領をいう。
- (20) 「補助事業」とは、支援事業者が、自己に対する交付決定において甲から承認を受けた補助事業計画（甲の承認を得て変更されたものを含む。）に従って実施する事業をいう。
- (21) 「リード認定 VC」とは、ある支援事業者との関係で、当該支援事業者が提出した創薬ベンチャー公募への提案書（支援計画書を含む。）又は補助金交付申請書（補助事業計画変更申請書を含む。）においてリード認定 VC として記載された認定 VC をいう。

（認定）

- 第 2 条 乙は、甲に対し、認定 VC 公募への応募時の申請書類（別添を含み、以下「本申請書類」という。）の記載事項が全て真実かつ正確であることを誓約し、甲は、これを前提として、乙を認定 VC として認定する。かかる認定は、本契約の定めに従い乙の認定が終了した場合を除き、本契約の締結日から当該日が属する事業年度の翌事業年度の末日までの期間（以下「認定期間」という。）有効とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、認定期間の満了に伴う認定の終了の時点で乙の支援事業者による補助事業が継続している場合、甲は、その支援事業者及び補助事業との関係に限り、乙の認定を延長することができるものとし、以後も同様とする。

（本事業目的等）

- 第 3 条 乙は、本事業が、甲が認定するベンチャーキャピタルの目利き力を活かして、創薬ベンチャー企業に対して支援を行うことで、創薬ベンチャー企業の実用化開発を推進する体制整備の進捗と医薬品の実用化開発、及び創薬ベンチャーエコシステム全体の底上げを図るものであること（以下「本事業目的」という。）をあらかじめ了解し、認定 VC としての活動（以下「認定 VC 活動」という。）を適正かつ誠実に履行し、本事業目的に資するよう最大限努力するものとする。

(法令等の遵守)

- 第4条 乙は、法令等、本契約、認定VC公募要領、甲の規則等及び本事業に関する甲の通知書面等の定めを遵守して、認定VC活動を行うものとする。
- 2 乙は、認定VC活動に関与する乙の役職員をして前項に定める事項を遵守させるものとする。

(ソーシング活動)

- 第5条 乙は、本事業目的に叶う有望な創薬ベンチャー企業（以下「候補事業者」という。）を見出すために最大限努力するものとする。
- 2 乙は、候補事業者が創薬ベンチャー公募に応募するために必要な支援をし、候補事業者が創薬ベンチャー公募において採択されるよう最大限努力するものとする。

(投資の実行)

- 第6条 乙は、支援事業者に対し、支援計画書に従って確実に出資を実行するよう最大限努力するものとする。
- 2 乙は、前項の他、支援事業者が資金不足による補助事業への影響が出ないよう、支援事業者の資金繰り及び資本政策を健全に保つよう最大限努力するものとする。

(ハンズオン支援)

- 第7条 乙は、支援事業者との間で良好な関係を築き、支援事業者のニーズに対応した適切な内容のハンズオン支援を支援計画書に沿って行い、支援事業者の株主価値が最大化されるよう支援事業者における補助事業に係る研究開発及び事業拡大を促進するよう最大限努力するものとする。
- 2 乙は、支援事業者から、指導料、手数料その他名目の如何を問わず、ハンズオン支援の対価を得てはならない。
- 3 乙は、自己の支援事業者に対して他の認定VCがフォロワー認定VCとして支援を行っている場合であって、当該フォロワー認定VCの認定が終了した場合には、当該フォロワー認定VCが支援計画書において行うこととしていた支援を、当該フォロワー認定VCに代わって自ら行うよう最大限努力するものとする。なお、乙は、自己がフォロワー認定VCとして支援を行っている支援事業者に対して支援を行っているリード認定VCの認定が終了した場合には、当該支援事業者に対する甲の補助金の交付は終了することをあらかじめ了解するものとする。

(その他誓約事項)

- 第8条 乙は、認定VCの地位を利用し、支援事業者又はその株主若しくは役職員との間で支援事業者の事業を不当に制限する契約を締結してはならない。
- 2 乙は、甲から事前の承諾を得た場合を除き、支援事業者に対して剩余金の配当等を実施することを要求してはならない。また、乙は、甲から事前の承諾を得た場合を除き、剩余金の配当等に関する支援事業者の取締役会議案につき乙が派遣する取締役をして賛成させてはならず、剩余金の配当等に関する支援事業者の株主総会議案につき賛成の議決権を行使してはならない。
- 3 乙は、本契約の締結後にファンドを組成する場合、当該ファンドへの出資約束金額その他の当該

ファンドが投資を行うことができる金額を増額するよう最大限努力するものとする。

- 4 乙は、支援事業者から非公開の情報の提供を受けた場合、当該情報について適切な保護を図らなければならず、認定 VC 活動に関与する乙の役職員をして適切な保護を図らせなければならない。
- 5 乙は、甲が支援事業者の事業の成功や甲による支援事業者への支援の継続を何ら保証又は確約するものではないことをあらかじめ了解し、第三者に誤解を生じさせるような表現、表示等をしてはならない。
- 6 乙は、甲の事前の承諾を得ることなく、甲の商標、商号、ロゴマーク等を使用してはならない。

(活動報告)

第9条 乙は、以下の各号に定める時期までに、甲に対して、以下の各号に定める書面を提出するものとする（これらの書類を提出することにより行われる乙の甲に対する報告を「活動報告」と総称する。）。

- (1) 事業年度終了後の 5 月末日（甲が別途当該日以前の日を指定した場合は当該指定した日）まで
 - (i) 別途甲が定める様式による認定 VC 活動の実施状況に関する活動報告書
 - (ii) 当該事業年度において乙が支援する支援事業者が存在する場合、各支援事業者の補助事業の状況に関する支援報告書
 - (2) 認定期間の満了その他理由のいかんを問わず乙の認定が終了した場合、その日から 61 日が経過する日（甲が別途当該日以前の日を指定した場合は当該指定した日）まで
別途甲が定める様式による認定 VC 活動の実施状況に関する活動報告書
 - (3) 乙が支援する支援事業者が補助事業を完了した場合（乙が支援する支援事業者の補助事業に対する交付決定の全部が取り消されたとき、及び乙が支援する支援事業者が実施する補助事業が中止又は廃止されたときを含む。）、その日から 61 日が経過する日（甲が別途当該日以前の日を指定した場合は当該指定した日）まで
別途甲が定める様式による当該補助事業に係る支援完了報告書
- 2 甲は、前項のほか、必要と認める場合には、最終事業年度の終了日の翌日から起算して 5 年間が経過するまで、令和三年度から最終事業年度までの認定 VC 活動及び創薬ベンチャーエコシステム強化に係る報告を乙に求めることができる。

(検査)

第10条 乙は、前条各項に定める報告後、甲が報告内容を確認するための検査を受けなければならぬ。

- 2 甲は、前項のほか、必要と認める場合には、乙の認定 VC 活動の実施状況について検査を行うことができる。
- 3 甲は、前二項に定める検査を行う場合、乙に対して報告若しくは資料の提出を求め又は乙の事務所に立ち入り、関係書類等を調査することができるものとする。甲は、検査に係る府省の職員を立ち会わせることができる。
- 4 乙は、甲の求めに応じて報告し、資料の提出を行い、その他甲の検査に対応するものとする。

5 甲は、最終事業年度の終了日の翌日から起算して5年間が経過するまで、前各項に定める検査を行ふことができるものとする。

(公表等)

第11条 甲は、第21条に定める秘密保持義務に違反しない範囲で、本事業に係る情報公開の目的で、乙の認定VC活動の実施状況その他乙に関する情報を甲のホームページへの掲載その他の方により公表することができるものとする。

2 甲が乙に対して本事業に関するアンケート調査等への協力を求めた場合、乙はこれに協力するものとする。

(申請内容の変更)

第12条 乙は、認定VC公募又は創薬ベンチャー公募への応募に際し、甲に申請した内容について、以下の各号の変更が生ずる場合、事前に又は事後速やかに、甲に対して書面で報告しなければならない。以後の変更についても同様とする。甲は、かかる変更について乙に意見を述べができるものとし、乙は、これをできる限り尊重しなければならない。

- (1) 本申請書類（法人概要、主要役職員及び活用ファンドの内容に限る。）の変更
- (2) 支援計画書の変更
- (3) その他申請内容の重要な変更

(認定の返上申請)

第13条 乙は、やむを得ない理由により認定VC活動を終了することを希望する場合、甲に対して、別途甲が定める様式により認定の返上を申請し、甲の承認を得なければならない。

(認定の取消等)

第14条 甲は、次の各号に該当する場合には、乙の認定VCの認定を取り消すことができる。

- (1) 乙のハンズオンメンバーが乙の役職員としての地位を失い又は乙が支援する支援事業者へのハンズオン支援を実質的に行わなくなった若しくは行えない状態に陥った場合
- (2) 乙の主要役職員が乙の役職員としての地位を失い又はハンズオン支援を実質的に行えない状態に陥った場合
- (3) 乙が本契約の締結又は認定VC活動に関し、不正又は不当な行為を行った場合
- (4) 乙が公募要領に定める応募要件に合致しないことが明らかになった場合又は新たに合致しなくなった場合
- (5) 乙が本契約に定める義務に違反した場合（但し、第16条第3項の義務の違反については、乙がリード認定VCである場合に限る。）
- (6) 本契約に定める乙の表明保証又は誓約に誤りがある場合
- (7) 本申請書類、乙がいずれかの創薬ベンチャー企業に関して甲に提出した支援計画書その他認定VC公募又は創薬ベンチャー公募への応募時に乙が作成し甲に提出した書類並びに活動報告その他乙が本契約に基づき甲に対して行った報告に重大な誤りがあった場合

- (8) 乙が認定 VC 活動を実質的に行わず又は停止若しくは中止した場合
 - (9) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合
 - (10) 乙が、銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合
 - (11) 乙が、差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合
 - (12) 乙を原因とする本契約の解除事由が生じた場合
 - (13) 乙が背信的行為を行う等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じた場合
 - (14) その他甲が乙の認定を継続することが著しく不適当と考える上記各号に準ずる事由が生じた場合
- 2 乙は、前項各号のいずれかの事由が発生した場合、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

(認定の終了)

- 第 15 条 (i) 第 2 条第 1 項に定める認定期間が満了した場合（但し、第 2 条第 2 項により認定が延長された場合を除く。）、(ii) 乙が第 13 条に基づき認定の返上を申請し甲がこれを承認した場合、(iii) 前条第 1 項により甲が認定を取り消した場合、又は(iv) 本契約が解除その他理由の如何を問わず終了した場合、認定はその時点で終了する。
- 2 甲は、乙の認定が終了した場合、(i) 以後乙がリード認定 VC として支援する支援事業者に対する補助金の交付は行わないものとし、(ii) 以後乙がフォロワー認定 VC として支援する支援事業者に対する補助金について乙の出資額相当分を基礎として決定された額を減じて交付されるものとし、乙は、これをあらかじめ了解する。
- 3 認定の終了により乙に損害が生じた場合であっても、甲は何ら責任を負うものではない。

(売却時の措置)

- 第 16 条 乙は、本事業において、甲が、認定 VC である乙の投資判断を参考し、また、本事業の目的に鑑み、認定 VC である乙が投資家として支援事業者に対して中長期にわたる支援を行うことを前提として、当該事業者を採択していることを十分に認識し、乙が保有する支援事業者の株式を早期に売却しないよう努めるものとする。
- 2 乙は、第三者（支援事業者も含む。以下本条において同じ。）に対して自己が保有する支援事業者の株式の一部又は全部を譲渡しようとする場合、1 カ月前までに、①当該支援事業者の名称並びに譲渡をしようとする当該支援事業者の株式の種類及び数、②当該第三者の氏名又は名称及び住所、③1 株当たりの譲渡予定価格、④譲渡予定日、⑤その他甲が報告を求める事項を、甲に対して、書面により通知するものとする。また、乙は、第三者に対して自己が保有する支援事業者の株式の一部又は全部を譲渡した場合、当該譲渡の実行から 1 週間以内に、①当該支援事業者の名称並びに譲渡した支援事業者の株式の種類及び数、②当該第三者の氏名又は名称及び住所、③1 株当たりの譲渡価格、④譲渡実行日、⑤その他甲が報告を求める事項を、甲に対して、書面により通知するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、乙は、支援事業者に対する直近の交付決定（以下「本交付決定」とい

う。)に係る通知書が発行された日から1年以内に、事前に甲の承諾を得ることなく、自己が保有する当該支援事業者の株式の一部又は全部を、特定譲渡先以外の第三者に対して売却し、対価として金銭の支払いを得てはならない。

- 4 前項の定めに違反して乙が自己の保有する当該支援事業者の株式の一部又は全部を売却し対価として金銭の支払いを得た場合、乙は、当該支払われた金銭の総額に、以下の計算式に従って算出された比率を乗じて算出した額を、甲の求めに応じて、甲が定める期日までに甲に対して納付するものとする。

比率 = 本交付決定に係る補助金の額／(本交付決定に係る補助金の額+当該補助金の額の決定の基礎とされた認定VC(乙を含むがこれに限られない。)の当該支援事業者に対する出資額)

- 5 第3項に定める特定譲渡先とは、以下の各号に定める者をいう。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に基づく医薬品の製造販売業若しくは製造業の許可を受けた者又は再生医療等製品の製造販売業若しくは製造業の許可を受けた者
- (2) 前号の他、業として医薬品又は再生医療等製品の研究開発を行う者であって特定譲渡先として甲が認める者

(損害賠償)

第17条 乙は、乙による本契約に定める義務の違反、表明保証の誤り又は誓約事項の誤りによって甲が損害、損失、費用(弁護士費用を含み、以下「損害等」という。)を被った場合は、甲に対して当該損害等を賠償するものとする。

(乙の責任)

第18条 乙は、乙の責任において認定VC活動を実施するものとし、支援事業者、他の認定VCその他第三者との間で紛争等が生じた場合においても、乙の費用と責任においてこれを解決し、甲に何らの損害等も負わせないものとする。乙は、認定VC活動の実施に関し、第三者(乙の役職員を含む。)との間で紛争等が生じた場合においても、同様とする。

(事業の廃止・縮小)

第19条 乙は、以下の各号に該当する場合、甲は、本事業を廃止し又は縮小せざるを得ないことがありますことをあらかじめ了解する。本事業の廃止・縮小によって乙に損害が生じても、甲は何ら責任を負うものではない。

- (1) 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第35条の4の規定に基づき定められた甲の中長期目標の期間終了時における事業評価において、国が甲の事業について、予算の停止若しくは縮減又は事業の廃止若しくは縮小等の判断をした場合
- (2) 前号以外の事由により、甲の事業に対する国からの予算措置が停止若しくは縮減され又は甲の事業が廃止若しくは縮小された場合

(反社会的勢力の排除等)

- 第 20 条 乙は、以下の各号の一に該当しないことを表明保証し、当該各号の一に該当し又は該当していたことが判明したときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。甲は、乙が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せずに認定を取り消すことができる。
- (1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (3) 乙の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は補助事業のために使用する委託先等その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。
- 2 甲は、以下の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに認定を取り消すことができる。
- (1) 乙（乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下第 2 号から第 4 号において同じ。）が甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 乙が偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
 - (3) 乙が第三者をして前二号の行為を行わせること。
 - (4) 乙が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (5) 乙の親会社、子会社又は補助事業の履行のために使用する委託先等その他第三者（これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。
- 3 乙は暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(秘密保持)

- 第 21 条 乙及び甲は、本契約に基づき相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。
- 2 乙及び甲は、相手方の秘密情報を本契約に定める目的のために使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。
 - 3 乙及び甲は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
 - 4 前三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には第 1 項から第 3 項までの規定を適用しない。
 - (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報

- (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
 - (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
 - (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報
- 5 第1項から第3項の定めにかかわらず、乙及び甲は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。
- 6 第1項から第3項の定めにかかわらず、乙及び甲は、それぞれ自己に所属する役職員又は自己の業務委託先に対して、その所属を離れ又は業務委託が終了した後の期間についても本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせたうえで、必要かつ相当な範囲で秘密情報を開示することができるものとする。

(契約上の地位の移転等の禁止)

第22条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位又は本契約上の権利義務の全部若しくは一部を移転し、譲渡、担保権の設定その他の方法により処分し又は承継してはならない。

(有効期間)

第23条 本契約は、本契約の締結日に効力を生じ、認定期間の満了その他理由のいかんを問わず乙の認定が終了した日に終了するものとする。なお、疑義を避けるために付言すると、第2条第2項に従い特定の事業者及び補助事業との関係に限る認定が継続する場合には、本契約はなお存続し、当該限定的な認定が終了した時に本契約も終了するものとする。

(存続条項)

第24条 第9条、第10条、第11条、第15条第3項、第16条から第22条、及び本条から第26条の規定は、契約期間終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には期間の定めなく存続する。

(準拠法・管轄裁判所)

第25条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第26条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲と乙が誠実に協議の上解決するものとする。

(以下、余白)

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

《契約締結日》

(甲) 東京都千代田区大手町一丁目7番1号
国立研究開発法人日本医療研究開発機構
契約担当職
理事長 三島 良直

(乙)